

第5章 軍縮分野の規範形成——人道的アプローチの有用性

福井 康人

近年の軍縮措置については一九七八年に開催された第一回軍縮特別総会（SSOD—I）において採択の最終文書に示された作業計画に従って軍縮交渉が進められてきた。九〇年以降の冷戦終結後の期間における核軍縮の進展を見ると、九六年に包括的核実験禁止条約（CTBT）交渉が妥結して以降、二〇年間にわたる軍縮会議の停滞に加え、軍縮についての審議機関である国連軍縮委員会も二〇〇三年以降は何ら成果を示すことができない状況が続いている。また今日の核軍縮・不拡散の基礎をなす核兵器不拡散条約（NPT）についても二〇〇〇年および一〇年運用検討会議で最終文書に合意されたものの、〇五年および一五年運用検討会議では最終文書に合意されない殆ど成果のない厳しい結果に終わった。

このように核軍縮を巡っては八方塞がりとも言える状況が続き、核軍縮全般に大きな進展が見られない中で、いわゆる核兵器の非人道性に着目したオスロ、ナヤリット、ウィーンでの核兵器非人道性会議による人道的イニシアティブに代表される人道的アプローチが注目されている。

一方、類似した通常兵器軍縮措置の検討事例として、特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の枠組みでの自律型致死性兵器システム（LAWs）を巡る議論が挙げられる。ちなみに、この人道的アプローチについては条約等で国際的に合意された表現ではないものの、本章では検討の対象となる兵器の非人道性に着目し、国際人道法、国際人権法、環境法、倫理等を基準とする検討により具体的措置の規範形成を試みる手法を総称して人道的アプローチと整理することとする。もともと、この人道的アプローチで用いられている手法については、このLAWsを巡る議論でも取り上げられているジュネーブ諸条約第一追加議定書第三六条の規定する新たな兵器の合法性審査の手法の検討と類似している側面がある。

この新たな兵器の合法性審査の場合は同第三六条が「締約国は、新たな兵器又は戦闘の手段若しくは方法の研究、開発、取得、又は採用に当たり、その使用がこの議定書又は当

該締約国に適用される他の国際法の諸規則により一定の場合又は全ての場合に禁止されているか否かを決定する義務を負う。」としており、同条の実施については具体的な基準等が明示されていないため締約国の裁量の幅が大きい。また、「この議定書又は当該締約国に適用される他の国際法の諸規則」に照らして具体的な適用すべき法体系として、軍縮法、国際人道法、国際人権法、国際環境法を挙げる見解も見られ、人道的アプローチは、この外縁として倫理等が付加されたと捉え得るが、この倫理については国際人道法のマルテンス条項の「公共の良心」および人権法の尊厳の権利の双方に関係し得るものであり、ソフトローを含む実定法には該当しないものの、ウィーン条約法条約第三二条が規定する「解釈の補足的な手段」として機能することにより、軍縮条約を含めて実定法の実施等の際に影響を与え得るものである。

オスロ、ナヤリットおよびウィーンでの三回にわたり開催された核兵器非人道性会議の目的については、当初は核兵器が使用された場合の悲惨な結果を多角的に検討した上で核兵器使用に起因する負の側面を明らかにすることであった。しかしながら、最終回のウィーン会議では核兵器の使用を法的に禁止することを目指す志向性が明確となった。同会議の成果として議長国オーストリアが主導してまとめたのが、二〇一五年NPT運用検討会議

に提出された「人道的誓約 (Humanitarian Pledge)」である。同年一〇月に開催された国連総会第一委員会には人道的イニシアティブに関連する決議案四本が提出され、あたかもNP T運用検討会議が失敗に終わったことを踏まえての弔い合戦の様相を呈した。具体的には、上述のオーストリアが主導した「人道的誓約」を決議として提出したもの (A/RES/70/48)、非人道的結末についての決議 (A/RES/70/47)、南アフリカが提出した倫理的使命決議 (A/RES/70/50) に加えて、多数国間核軍縮交渉決議 (A/RES/70/33) が採択され、最後の決議はオープンエンド多数国間作業部会設置を決定するものであった。核軍縮のアプローチの進め方について大きな見解の差異がある中で、同作業部会報告書は国連総会手続規則に従い最終的に表決により採択された。更に、この報告書を受ける形で翌二〇一七年にいわゆる核兵器禁止条約交渉を行うことを決定する決議も国連総会により採択された。

このように奇しくも核軍縮および通常兵器軍縮の異なった分野で類似する人道的アプローチによる規範形成の試みがなされていることも踏まえ、本章では核兵器およびLAW Sに関連する人道的アプローチを中心に、両者の相違点と共通点を明らかにすることで、軍縮分野の規範形成におけるその有用性を考察する。また、国際人道法および国際人権法等法的側面に焦点を当てて事実関係を明らかにすることで、軍縮分野の規範形成の有用性および

び限界を明らかにすることを目指す。

1 規範形成のためのフォーラム

核兵器の人道的イニシアティブの動き

核兵器の非人道性については一九六〇年代から議論されており、同時期に採択された原爆および水爆の使用についての宣言の決議 (A/RES/1653) にも、人道的イニシアティブに見られる要素が盛り込まれている。即ち、同決議には原爆および水爆の使用が戦争の範囲を超えており、人類および文明に対する無差別の苦痛と破壊を引き起こすものであり、国際法の支配および国際人道法 (law of humanity) に反する (主文パラ1(b)) とし、さらに、原爆および水爆を使用するいかなる国も国連憲章に違反するものであり、国際人道法に違反するのみならず人類および文明に対する罪を犯すことになるものとしている (主文パラ1(d))。他方で、近年の人道的イニシアティブは二〇一〇年 NPT 運用検討会議最終文書でも言及された「核兵器の使用の非人道的な結末」を端緒とする動きの延長である。一〇年 NPT 運用検討会議で採択された最終文書に盛り込まれた行動計画においては、核兵器についてその使用の非人道性のみならず、国際人道法を含む適用可能な国際法に常に適合する必要

性を強調するものである。このように類似の試みは過去にも存在するものの、フォーラム毎に見ると以下の形で進展している。

まず、NPT運用検討プロセスおよび国連総会第一委員会での動きを見ると、上述の一〇年運用検討会議最終文書の行動計画を受けて、一五年NPT運用検討会議へ向けた準備委員会およびNPT運用検討会議に合わせて共同声明が発出された。この共同声明はその後、一二年一〇月に開催された国連総会第一委員会の際の共同声明、一三年四月に開催された第二回NPT準備委員会の際の共同声明、同年一〇月に開催された国連総会第一委員会の際の共同声明等類似の共同声明に引き継がれる形で、賛同国を増やしてきた。

さらに、赤十字国際委員会（ICRC）関連の動きについては、一〇年NPT運用検討会議を念頭において、ケレンベルガーICRC総裁が、同様のアプローチによる核兵器の廃絶および使用禁止の必要性を訴えた。ICRCの見解として、核兵器の使用防止のために法的拘束力を持つ条約で核兵器の使用を禁止し、廃絶する必要があるとして核兵器の使用禁止を全面的に支持する見解を表明した。さらに、その後、国際赤十字・赤新月連盟（IFRC）代表者会議でも核兵器の問題が取り上げられ、会議で採択された核兵器の合法性についての見解如何に拘らず核兵器が再び使用されないことを確保すること、既存のコミッ

トメントおよび国際的義務に基づいた法的拘束力を有する国際約束を通じて核兵器の使用禁止および廃絶のための交渉を喫緊かつ確固たる課題として誠実に追及して完結することを各国に慫慂^{しやうよう}するものであった。特に国際法の観点からは、いかなる核兵器の使用も特に軍民標的区別原則、予防原則および均衡原則について国際人道法に適合することは予見しがたいとする見解を確認した。

上述の動きを総括するのが三回にわたり開催された核兵器の非人道的影響に関する国際会議である。第一回目のキックオフ会議が一三年三月にノルウェー政府主催によりオスロで開催された。その結果、特に以下の三点が確認された。

① いかなる国家あるいは国際機関も、核兵器の爆発が直ちにもたらす人道面における緊急事態に十分に対応し、被害者に対して十分な救援活動を行うことは不可能であり、そのような対応能力を確立すること自体がいかなる試みをもつても不可能であること。

② これまでの歴史で核兵器の使用および実験から得た経験は、それが即時的にも長期的にも壊滅的な結果をもたらすことを実証しており、政治状況は変わっても、核

兵器の潜在的破壊力に変わりはない。

- ③ 原因を問わず、核兵器の爆発の結果は国境を超え、地域的にも世界的にも国家および市民に重大な影響を及ぼすとする結論であること。

さらに、一四年二月には第二回会議がメキシコ政府主催によりナヤリットで開催され、議題からは単に第一回オスロ会議の延長に見えるものの、実際には以下のとおり核兵器の法的規制を念頭に置いた議論への志向性がさらに強まる結果となった。

- ① これまで兵器は違法化された後に廃絶されてきており、これが核兵器のない世界を実現するための道であること。
- ② これはNPTおよびジュネーブ諸条約共通第一条を含む国際法上の義務とも合致するものであること。
- ③ 核兵器の人的影響に関する幅広く包括的な議論によって、法的拘束力のある措置を通じた新たな国際基準または規範に到達するための国家と市民社会のコミットメントにつなげるべき旨提言。

④ この目標に資する外交プロセスを立ち上げる時が到来したとの認識を示すとともに、核兵器の非人道的影響に関する会議は、特定の期限、最適な議論の場の定義および明確かつ中身のある枠組みを含むべきであること。

と結論付けた。

最後に、二〇一四年一二月にオーストリア主催第三回会議がウィーンで開催され、オーストリアはこの議長サマリーよりもさらに踏み込んだオーストリアの誓約を別途発表し、これがその後の「人道的誓約」へと繋がる。

① 特に核兵器の使用問題について、核兵器を複数の法的観点から見たとき、核兵器の保有、移転、生産および使用を普遍的に禁止する包括的な法規範が存在しないことは明らかであるが、核兵器の非人道的性に関する二年間の議論を通じて明らかになった新たな証拠は、核兵器が国際人道法に適合する形で使用され得るのかという点であること。

② 国際環境法は核兵器を明示していないものの、武力紛争において適用可能である

ことから、核兵器の使用の規制に関連し得ること。

自律型致死性兵器システム（LAWs） 非公式専門家会合

通常兵器分野での類似の人道的アプローチの事例としてLAWsを巡る特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW）の枠組みでの議論が挙げられる。LAWsを巡っては、武力紛争法に限定しても、人工知能および自律性を具備した殺傷力を有する軍事用ロボットが戦闘行為に関与する場合には、既存の武力紛争法の適用が困難な状況も生じ得るとして、武力紛争法の「抜け穴」になりかねないとの問題提起がなされた。また、また軍事用ロボットが、情報・監視・偵察（ISR）データの収集活動を超えて、特に戦場での戦闘行為に自律的に運用された場合に法的問題が生じ得るとの考え方が有力であり、その上で、軍事用ロボットによる戦闘行為が武力紛争法違反となる場合の責任の帰属、戦闘意思を伴わない純然たる過失により問題が生じた場合、制御プログラムのエラーに起因して問題が生じた場合といった状況を想定しての問題提起がなされている。

このようないわば自律的（autonomous）でありかつ致死性（lethal）を有する兵器システムと理解されているLAWsについての規制・禁止の是非を検討する非公式専門家会合によ

り検討されることが二〇一三年一月に開催されたCCW締約国会議により決定され、その後一六年四月までの三回に亘り開催された。これら一連の協議はCCWの趣旨と目的の文脈の中でLAW Sの分野における新たな技術に関連する問題について議論され、その検討結果については締約国会議に議長の責任で報告された。まず、第一回LAW S非公式専門家会合は一四年五月に開催され、LAW Sの技術的側面、倫理的小および社会学的側面、法的側面、ならびに運用および軍事的側面について議論された。続く第二回LAW S非公式専門家会合は翌一五年四月に開催され、技術的事項、特徴、自律性が高まったことによる国際人道法に対して生じ得る挑戦、横断的な課題、透明性について議論された。なお、その関連で今後さらに議論が必要な論点として、ジュネーブ諸条約第一追加議定書第三六条に規定される新たな兵器の合法性審査の問題、マルテンス条項との関連での一般的受容性、倫理問題、人による有意の制御 (meaningful human control)、重要な機能における自律性、命令および制御、システムと人間の相互性が特定された。このような検討結果を踏まえて第三回LAW S非公式専門家会合が一六年四月に開催され、自律性の位置付け (mapping)、LAW Sに係る作業上の定義、国際人道法が直面し得る課題、人権および倫理、安全保障との関連について議論された。また、今後の議論の取り進め方について第五回CCW運用

検討会議への勧告案として議論され、一七年からオープンエンドの政府専門家会合（GGE）の形態でLAW S規制のあり方を検討することが一六年一二月に開催された第五回CCW運用検討会議において決定された。

2 新たな規範形成に向けて

核兵器の使用禁止問題

核兵器の使用に関する法的側面については、国際司法裁判所（ICJ）による一九九六年核兵器の使用・威嚇の合法性に係る勧告的意見において既に詳細な検討が行われている。また、核兵器の使用禁止問題についての先行研究のみならず、一連の核兵器の非人道性会議、二〇一六年に国連総会の補助機関として設置されたオープンエンド多数国間作業部会での議論においても同勧告的意見を踏まえての法的見解が見られた。このためこの勧告的意見に係る主要な点について確認のため取り上げる。

まず、核兵器の使用が現行国際法により禁止されているかとの点について、この勧告的意見は、武力紛争に適用される法の原則および規則が敵対した武装配備が多くの厳格な条件の下に置かれることを認めているとしながらも、核兵器の包括的かつ普遍的に禁止する

いかなる慣習国際法も条約も存在しないと判示（パラ六二および主文B）している。もっともこの点については、非核兵器地帯条約の一つであるトラテロルコ条約およびラロトンガ条約において核兵器の使用が禁止されている事例があることに言及しつつも、国家の存亡が危機に晒されるといった自衛の極端な状況の下では核兵器の使用・威嚇の合法性について確たる結論を導き得ないとしており（パラ九七および主文E）、国家の自然権ないしは固有の権利として認められている自衛権との関係では、核兵器の使用が禁止されているとは言い難いとしている。また、このような議論の帰結の背景には核兵器国による「核抑止政策」もあり、核兵器の使用を禁止する法的信念（*opinio juris*）の存在が確認し得ないことを認めており、核兵器廃絶を目標としつつもその実現には幾多の試練が待ち受けていることを示すものである。

核兵器使用問題と国際法の主要分野との関係

核兵器の使用禁止問題と国際法の主要分野との関係を見てみると以下のとおりである。まず、国際人道法との関係について、ICRC決議は如何なる核兵器の使用も特に軍民標的の区別、予防および均衡の原則といった国際人道法の基本原則に合致することは予見し難

いとし、さらに最も予見可能性の高いシナリオ下においても厳格な禁止の対象となる可能性が高いとする見解を示している。他方で、一〇年にウガンダのカンパラで開催された国際刑事裁判所（ICC）規程運用検討会議では、戦争犯罪の規程改正案（RC/Res）の審議過程において、核兵器の使用の犯罪化が核兵器国と非同盟諸国の間での激しい攻防の末に最終的に削除され、ICC規程による核兵器の使用禁止は実現せず、将来のICC規程改正に委ねられることとなった。

また、国際人権法との関係について見ると、ICJ勧告的意見は自由権規約（市民的権利および政治的権利に関する国際協約）による保護は同規約第四条が規定する権利の制限に該当する場合を除き、武力紛争中も適用されることを確認している。さらに、核兵器の破壊威力を勘案すると、その保護される権利の中でも直接関連することが確実に予見されるのは第六条の規定する生命に対する権利であり、「すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する。この権利は法律によって保護される。何人も、恣意的にその生命を奪われない。」と規定しており、同権利は交戦状態にある場合にも保護されるものと理解されている。特に核兵器の使用により侵害される可能性が高い生命に対する権利については、強行規範（*ius cogens*）や対世的（*erga omnes*）義務に該当するものと理解されており、核兵器の使用は国

際人権法の要請とも両立し難いものである。他方で、社会権規約が保障する権利についても、広島・長崎での被爆の実相に照らししても、相当な生活水準についての権利（同規約第一一条）、身体および精神の健康を享受する権利（同規約第一二条）等が侵害される可能性が極めて高い。

また、国際環境法との関連では、ジュネーブ諸条約追加議定書第三五条三項の規定、環境改変技術敵対的使用禁止条約（ENMOD）、ストックホルム環境宣言、リオ宣言等の国際文書についても平時・戦争時を問わず適用されることがICJ勧告的意見により確認されており、同勧告的意見は核兵器の使用の結果が広範囲にわたりかつ国境を越える状況が発生させることになるので国際環境法に対する違反になる可能性があるとしている。さらに、環境は日々の脅威に晒されていることに加え、核兵器の使用は環境に壊滅状況をもたらしうるとの認識も示される一方で、ニュージールランド対フランスの核実験判決を引用した上で、同判決が核実験の文脈ではあるものの、武力紛争時の核兵器の使用にも適用されるものとする。その上で、実在する環境保護・保全に関連する国際法は核兵器の使用を禁止していないと勧告的意見は判示している。

最後に、核兵器に関連する軍縮条約との関係については、核兵器の取得、製造、所有、

配備および核兵器の実験を規制・禁止する条約の事例はあるものの、特に使用および威嚇を取り上げておらず、将来の核兵器の一般的禁止を視野に入れていないもの、核兵器を禁止するものではないと結論付けている。さらに、核兵器の使用禁止が慣習法化されているかどうかについては、一九四五年以降核兵器が使用されていない一貫した慣行 (a consistent practice) に言及しつつも、冷戦期間だけでなくその後も一定数の国が「(核) 抑止政策」に固執しているのみならず、五〇年以上にわたって核兵器の不使用についての法的信念を表明しているかについて二分されている現状を指摘した上で、慣習法化していないと判断している。その根拠としてラテン・アメリカを対象としたトラテロルコ条約、南太平洋を対象としたラロトンガ条約は核兵器の使用禁止を約束するものであるが、核兵器国は一定の状況下で核兵器を使用する権利を留保しており、この留保には両条約の締約国および安保理決議が反対を表明されていない事実を指摘している。さらに、両条約、さらには一九九五年に核兵器国により表明された消極的安全保証が安保理により支持されている事実、両条約より後に作成された東南アジア非核兵器地帯条約およびアフリカを対象としたペリンドバ条約に照らしても、核兵器の使用・威嚇の包括的または普遍的・協定上の禁止には至っていないと同勧告的意見は述べている。

このように、巨大な破壊力を有する核兵器の特性に鑑み、武力紛争時に適用可能な法の原則から導かれる厳格な条件とも両立しえないとしつつも、国家生存権、国連憲章第五条に則った自衛の権利、さらには「抑止政策」の存在に言及した上で、ICJが検討した国際法全体の現状に鑑み、国家の存亡がかかった極端な自衛の状況 (in an extreme circumstance) においては核兵器の使用・威嚇の合法性を判断できないと結論付けている。こうした中で、人道的アプローチは核兵器の使用禁止が取るべき政策上の問題であるということを確認するものであると位置づけられる。なお、この一連の議論の際に改めて注目されたのが、NPT第六条の規定する核軍縮交渉義務の対象に含まれる「効果的措置 (effective measures)」であるが、この措置の交渉のためのフォーラムとして、ステップ・バイ・ステップ方式でブロックを積上げるように個別の条約毎に交渉する方式、CCWのように枠組み条約に合意した後に進める交渉方法が提案されている。もっとも、核軍縮のあり方をめぐっては核兵器国と非核兵器国の間での二極化が一層顕著となり、二〇一五年NPT運用検討会議での失敗のみならず、同年の国連総会第一委員会における核関連決議の表決に際しては、ロシアおよび中国に加えて、英米仏が人道的イニシアティブ関連決議に対して反対する共同歩調を取り牽制するのみならず、本年二月および五月に開催された多数国間作業部

会には核兵器国が欠席戦術を取り、議論に参加しないとの方針で臨んだ。

3 LAW Sの使用規制を巡る議論

LAW Sの定義問題

LAW Sとは何かという定義についてはこれまでも米国等主要国による定義の提案が行われているものの、議論が収斂していない。現時点では現実に存在しないものを定義するという困難さもあり、三回にわたる非公式専門家会合等で議論されたものの国際的に合意された定義を見出せず、「作業上の定義 (working definition)」を目指して検討が行われているという状況である。これまでに提案された代表的な定義の事例を紹介すると以下のとおりである。

例えば、米国防総省は傘下機関への関連指令に「一度作動させてからオペレーターの介入なしで標的を選定・攻撃できる機能を自律的 (autonomous)」と記述した上でLAW Sを定義している。また、スイスは「特に標的決定 (targeting) サイクルにおいて、武力を行使する人の部分的または完全な代行者となることにより、国際人道法により規律された任務を遂行する能力を有する兵器システム」と定義しており、スイスが重視する国際人道法を

遵守する条件を内包するLAW Sの定義を提唱している。また、「ストップ殺人ロボット・キャンペーン (Campaign to Stop Killer Robots)」に参加する市民団体の「ヒューマン・ライツ・ウォッチ (HRW)」はロボットの制御ループの構造に着目して定義を試みており、「人による入力または操作なしで標的の選別が可能なもの」を「人による制御外 (human-out-of-the-loop) 兵器」、「ロボットとしての行動を操作可能な人間のオペレーターの監視下で標的選別・実力 (force) の行使が可能な兵器であって、人により監督されたもの」を「人の監視下にある (human-on-the-loop) 兵器」、この二種類がLAW Sに該当するとしている。さらに、赤十字国際委員会 (ICRC) は国際人道法の普遍化の牽引者として、LAW Sの名称は「標的を選別して攻撃する重要な機能における自律性を有する兵器システムを指す包括的名称である」と位置付けた上で、このような幅のある定義により、国際人道法および「良心の命ずるところ」の下で、何が許容されるかの境界を定めるプロセスを容易にすることが可能になるとしている。

このように、作業上の定義により実質的な議論を進めることが可能とする見解が多数を占め、定義は将来の技術発展に対応し得ることが可能なように十分に広いものとすべし等の様々な見解が見られる中で、今後の重要な検討課題の一つとして二〇一七年から開催さ

れる政府専門家会合により継続して検討されることとなった。L A W Sを巡る重要な特性として自律性 (autonomy) および人による有意の制御 (meaningful human control) の二点が挙げられており、L A W Sの定義問題同様に議論が収斂しておらず、今後の主要な検討課題である。特に自律性についてはL A W Sの中心の特徴である機能とシステム能力を指標とすべし等様々な見解が表明されている他、人による有意の制御の必要性については異論がないものの、具体的にどのようなように定義するかをさらに明確にする必要がある。

主要分野の国際法との関係

国際人道法等との関係では、自律性が高度化した場合に国際人道法が直面し得る課題およびジュネーブ諸条約第一追加議定書との関連が主要な論点となっている。まず、国際人道法が直面し得る課題としてはL A W Sに対して国際法 (特に国際人道法) が適用されることの重要性についてはほぼ共通理解となっているものの、国際人道法の基本原則である予防原則、軍民標的区別原則の遵守を確保しうる人間レベルの標的選別が可能かとの疑義を表明する見解がみられる。ジュネーブ諸条約第一追加議定書第三六条の規定する新たな兵器の合法性の評価については国際人道法上の合法性を確保するための中心的なツールと位

置づけられている。もつとも、具体的な合法性の審査基準については各国の裁量に任されていることもあり、好事例集的なガイドラインを作成することを通じて、各国により情報共有される必要があるとする提案する国もあった。特に新たな兵器の評価を行う上で重要な点は予見可能性 (predictability) とされ、L A W S に限らず予見可能性が不十分な兵器は国際人道法の重大な違反を引き起こす可能性が高いことから、国際人道法の基本的な規則である予防原則、軍民目標区別原則、均衡原則等と抵触しないことが確保されるか否かの精査が不可欠とされる。

L A W S と国際人権法との関連については、生存権、身体の自由の権利、人間の尊厳に係る権利、人道的処遇の権利および（このような人権が侵害された場合の）侵害回復の権利、生命の権利、人権に密接な関係のある倫理の問題も併せて議論された。更に、国際人権法との関連において、その基礎となる尊厳が確保できないこと自体が違法であるとは言い難いもの、マルテンス条項が尊厳の概念の果たす役割を明確化する上で有益であると指摘された。特にマルテンス条項との関連では、（それを許容する解除条件がなければ）武器の使用はそれ自体が罪とされる「自然犯 (malum in se)」のようなものであり、L A W S が今後出現し得る新たな兵器であるため、国際人権法の論点に併せて特に上述の第三六条に基づく新た

な兵器のレビューが特に重要である。

4 まとめと今後の課題

本章での人道的アプローチの二事例は、それぞれ核兵器および通常兵器（LAWs）と異なった兵器カテゴリーに関する規範形成過程であるにもかかわらず、両者の検討手法は国際人道法、国際人権法、さらには関連する倫理等に照らして規範形成を模索するアプローチが取られていることが共通している。特に法的側面については国際人道法の否定的・禁止的性格も活用しつつ、最終的に規制対象兵器の使用制限・禁止を目指すもので、国際人道法の原則は軍縮措置とは親和性が高いものである。他方で、核兵器については既に開発・配備されている実在する兵器であるが、LAWsについては半自動化された兵器は存在するものの、現時点においては完全な自律性を有するLAWsは実在しない兵器であるという根本的な相違点もある。

核兵器について、オスロ会議からウィーン会議までの一連の会議による議論は核兵器の保有・移転・生産および使用を普遍的に禁止する包括的な法規範は存在しないとされた。その上で、核兵器が国際人道法に合致する形で使用され得るのかという問題提起については、

ICJが下した勧告的意見と軌を一にするものである。また、LAWsを巡るCCWの枠組における人道的アプローチによる検討も、国際人道法、国際人権法上の具体的な法的論点の所在のみならず、規範形成において規制対象とすべき兵器の範囲・義務等、今後の新たな具体的軍縮措置を考える上で有益なアイデアを提供するものである。今後議論が深化した結果、①行動規範のようなソフトロー形式、②CCWの新たな議定書、そして③別途の条約等の規範形成に繋がる可能性もある。

その一方で、核兵器の使用・威嚇の合法性に係るICJ勧告的意見が示したように、核兵器の使用禁止の規範形成については国家の生存権および、国連憲章第五条の集団的自衛権の規定の根底にある国家の存立の問題がある。さらにはICJも核抑止力等の存在を理由に判断を留保していることから窺われるように、核兵器の使用禁止の実現には克服すべき点が多くあり、中でも核兵器の使用禁止により得られる「保護法益」をさらに明確にすることは議論を進展させるために不可欠である。もともと、国家安全保障については、そもそも国家は固有の国民、領土および統治機構を有するとされており、特定の政府でなくその国民の生存が脅かされるような状況が発生すると必然的に、生存権等の国際人権法にも関係しうるものである。また、核兵器国の主張には核兵器が最終手段 (last resort) で

あるとして国家安全保障上の考慮が常に見られるが、LAW Sのような実在しない通常兵器システムであつてもその軍事的有用性を理由に既に規制の動きに警戒的な国があることも窺われ、これは特にコンセンサス方式で意思決定が行われる場合は必然的に制約として働くことになる。マーシャル諸島による核保有国に対する核軍縮義務違反についてのICJへの提訴は、裁判を受け入れた対英国、対インドおよび対パキスタン訴訟のみが行われて既に結審する中で、オーブンエンド多数国間作業部会報告書はでの検討を経て、二〇一七年三月からは核兵器禁止条約交渉会議も開催されることが既に決定された。即ち核兵器の廃絶に向けて核軍縮を推進するために、今後は「神学論争」ではなく、条約の文言等について具体的な議論が求められており、核兵器の使用禁止の「保護法益」のみならず使用に関連しうる意図・故意性といった主観的要素法的事項の検討も条約交渉を実質的なものとする上で極めて重要である。

追記・本章は、広島市立大学広島平和研究所監修、吉川元・水本和美編『なぜ核はなくならないのかⅡ』（法律文化社、二〇一六年）所収の拙稿「軍縮分野の規範形成」の要約を基に加筆を行ったものであることを断っておく。

《より深く知るために》

福井康人(二〇一五)『軍縮国際法の強化』信山社

——(二〇一六)「2015年にNPT再検討会議——核廃絶決議との相関性から見て」『広島平和研究』(広島市立大学 広島平和研究所) 第三号、五五―七四頁

——(二〇一六)「自律型ロボット兵器を規制する国際法」『WirelessWire News』(ウェブマガジン) 二月一〇日掲載 (<https://wirelesswire.jp/2016/02/50129/>)

谷田部厚彦(一九七二)『核兵器不拡散条約論——核の選択をめぐって』有信堂

ICRC (2014), *Autonomous Weapon Systems: Technical, Military, Legal and Humanitarian Aspects* (Expert Meeting, Geneva, Switzerland, 26–28 March 2014), Geneva: ICRC.

Nystuen, Gro eds. (2014), *Nuclear Weapons Under International Law*, Cambridge: Cambridge University Press.

Springer, Paul J. (2013), *Military Robots and Drones: A Reference Handbook*, Santa Barbara, California: ABC-Clío.